

1 2 月 3 日 (第 1 号)

平成30年豊能町議会12月定例会議会議録目次

平成30年12月3日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
副町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3

（議案提案説明）

第54号議案	大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う 関係条例の整理等に関する条例制定の件	3
第55号議案	豊能町国民健康保険条例全部改正の件	4
第56号議案	豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例改正の 件	5
第57号議案	豊能町立自動車駐車場条例改正の件	6
第58号議案	豊能町立自転車駐車場条例改正の件	6
第59号議案	豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件	7
第60号議案	池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に 関する規約の廃止に関する協議について	7
第61号議案	平成30年度豊能町一般会計補正予算の件	8
第62号議案	平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件	10
第63号議案	平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件	10
第64号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正 の件	11
第65号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正	

	の件……………	1 1
第 6 6 号議案	豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例改正の件……………	1 1
第 6 7 号議案	平成 3 0 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 2
第 6 8 号議案	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件……………	1 2
第 6 9 号議案	平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計補正 予算の件……………	1 2
散 会 の 宣 告	……………	1 3

平成30年豊能町議会12月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 平成30年12月3日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	橋本 謙司	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

副 町 長	乾 晃夫	教 育 長	新谷 芳宏
総 務 部 長	内田 敬	生活福祉部長	上浦 登
建設環境部長	上畑 光明	上下水道部長	板倉 廣幸
教 育 次 長	南 正好		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成30年12月3日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第54号議案 大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う
関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 日程第 3 第55号議案 豊能町国民健康保険条例全部改正の件
- 日程第 4 第56号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域
密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例改正の
件
- 日程第 5 第57号議案 豊能町立自動車駐車場条例改正の件
- 日程第 6 第58号議案 豊能町立自転車駐車場条例改正の件
- 日程第 7 第59号議案 豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件
- 日程第 8 第60号議案 池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に
関する規約の廃止に関する協議について
- 日程第 9 第61号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第10 第62号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定補正予算の件
- 日程第11 第63号議案 平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定補正予算の件
- 日程第12 第64号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正
の件
- 日程第13 第65号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正
の件
- 日程第14 第66号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例改正の件
- 日程第15 第67号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第16 第68号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定補正予算の件
- 日程第17 第69号議案 平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正
予算の件

開会 午前9時30分

○議長（橋本謙司君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから12月定例会議を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年豊能町議会12月定例会議を開会いたします。

町長より、検査通院のため本日の会議を欠席する旨、申し出がございましたので報告をいたします。

定例会議に当たりまして副町長から挨拶があります。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

皆さん、おはようございます。

11月の終わりぐらいから比較的暖かい日が続いておりますが、今日は早朝より、平成30年豊能町議会12月定例会議にお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

今日は町長が検査のため欠席をさせていただいておりますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

本定例会議には、条例制定1件、条例改正7件、条例廃止1件、補正予算6件、その他1件であります。会期中に御審議をいただき、御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、12月定例会議の会議期間は、本日から12月14日までの12日間といた

します。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番・西岡義克議員及び12番・川上勲議員を指名いたします。

日程第2「第54号議案 大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

おはようございます。

第54号議案、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

本件は、平成31年4月1日から、水道事業を大阪広域水道企業団と統合することに伴い、関係条例12本について改正または廃止するものでございます。

議案書の1ページから4ページ、また条例の概要資料をあわせてごらん願います。

まず、改正する八つの条例について御説明を申し上げます。

条文では第1条から第8条でございます。

第1条では、豊能町事務分掌条例の一部を改正し、町長の権限に属する事務を分掌させるため設置した部から上下水道部を削除するとともに、削除した上下水道部の分掌事務を建設環境部に追加するものでございます。

第2条では、豊能町情報公開条例の一部を改正し、実施機関から水道事業管理者を削除するものでございます。

第3条では、豊能町個人情報保護条例の一部を改正し、実施機関から水道事業管理

者を削除するものでございます。

第4条では、豊能町行政手続条例の一部を改正し、条例等の用語の意義から地方公営企業法第10条に規定する水道管理規定を削除するものでございます。

第5条では、豊能町職員定数条例の一部を改正し、一般職の職員の定数から水道事業の職員を削除するものでございます。

第6条では、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を一部改正し、派遣職員から企業職員、地方公営企業労働関係法第3条第2項に規定する職員を削除するとともに、一般の派遣職員用語を派遣職員に改め、また企業職員に関する条文を削除するなど、条文を整理するものでございます。

第7条では、豊能町職員の厚生制度に関する条例を一部改正し、廃止する豊能町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の名称を削除するものでございます。

第8条では、豊能町環境保全条例の一部を改正し、町の総合的整備の対象となる公共施設から水道施設を削除するものでございます。

次に、廃止する条例でございますが、第9条各号に規定しております。豊能町水道事業の設置等に関する条例、豊能町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、豊能町水道事業給水条例、豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例の、以上、四つの条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第3「第55号議案 豊能町国民健康保険条例全部改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは、第55号議案、豊能町国民健康保険条例全部改正の件につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

本案の提案の理由でございますが、現行の国民健康保険税につきまして、府内において保険料方式に統一されることに伴い、保険料に関する規定を追加するため、本条例について全部を改正するものであります。

それでは本条例の概要につきまして御説明申し上げます。

議案書の6ページをごらんください。

本条例の構成といたしましては、第1章には本町で行う国民健康保険の事務について、第2章には国民健康保険事業の運営に関する協議会について、第3章には被保険者について、第4章については保険給付について、第5章については保健事業について、第6章については保険料について、第7章では罰則について、そして最後に附則をそれぞれ規定しているものでございます。

具体的な内容でございますが、第1条で、本町が行う国民健康保険の事務については、関係法令及び本条例の定めによるものとする規定を、第2条におきましては現行と同様でございますが、豊能町国民健康保険運営協議会について規定しております。

続きまして7ページから8ページにございます第4条から第6条につきましては、現行と同様、出産育児一時金、葬祭費、精神・結核医療給付の保険給付について規定

してございます。

次に、9ページにございます第7条では、これも現行と同様でございますが、保健事業として実施する特定健診、診療所等の規定をしております。

次の第8条から28ページの第45条までにつきましては、保険料に関する事項を規定しております。賦課の徴収については被保険者の属する世帯の世帯主にすることや、賦課額の内容といたしましては、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分であること。保険料算定に当たっては、大阪府において定める府下の医療費水準や所得水準に応じて決定された国民健康保険事業費の賦金等から、国の補助金及び被保険者の自己負担部分を除いた総額について、経済能力に応じた負担である所得割、被保険者の人数に応じた負担である均等割、世帯ごとの負担である平等割によって算定される旨の規定を、また、それらそれぞれに賦課限度額を用いることや、賦課期日については毎年4月1日であること、普通徴収にかかる納期については7月を第1期とした9期にすること、さらには保険料の減額・減免の規定について定めております。

なお、現在豊能町国民健康保険税条例にて規定している保険料率につきましては、本条例に規定せず、説明申し上げました算出方法により決定した保険料率につきまして告示することとなるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

第46条から第49条までは罰則を規定しておりますが、現行の条例と同様、虚偽届出等については10万円以下の過料を科すことなどを規定してございます。

次に、附則についてでございますが、本条例は平成31年4月1日より施行することとし、本条例を施行することに伴い、豊能町国民健康保険税条例の廃止をする旨の

規定。一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例中の国民健康保険税の文言を国民健康保険料に一部改正を行う規定。また、経過措置及び特例といたしまして、本条例廃止前に税条例にて課し、または課すべきであった税については現行の条例に基づいて行うこと。平成31年度から平成35年度までの保険料率については、府が定める市町村標準保険料率によらず、決算余剰金等により町独自の激変緩和措置を行い保険料設定すること。介護納付金賦課の世帯別平等割については平成31年度までとする旨をそれぞれ規定してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第4「第56号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第56号議案、豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案書の31ページをごらんください。

本案の提案理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス等に新たに高齢者や障害者をお持ちの方が同一のサービスを受けやすくするよう、共生型サービスが位置づけられたため、所要の改正を行うもの

でございます。

それでは新旧対照表をごらんください。

第1条中には、先ほど申し上げました新たに設けられる共生型地域密着型サービス及び共生型地域密着型介護予防サービスの指定の特例を定める関係条文を追加するものでございます。

続きまして、第3条第1項には、共生型地域密着型サービスを実施する際の職員配置及び運営に関する基準については本条例に定められた基準を満たしていること、また第3項には、共生型地域密着型介護予防サービスにも同様に本条例に定められた基準を満たしていることの関係条文をそれぞれ追加するものでございます。

なお、施行日については公布の日といたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第5「第57号議案 豊能町立自動車駐車場条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第57号議案、豊能町立自動車駐車場条例改正の件について御説明を申し上げます。

議案書の33、34ページ並びに条例の概要説明資料をあわせてごらん願います。

本件は、町立光風台自動車駐車場の廃止に伴うもので、内容は光風台自動車駐車場に関する規定を削り、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明を申し上げます。

第2条の表中、豊能町立光風台自動車駐車場の項を削るものでございます。

第5条は、野間口自動車駐車場の使用料が月額2,000円の単一となるため整理を行うものでございます。

第12条、第13条の損害賠償等に関する改正は文言を統一するものでございます。

なお、附則といたしましてこの条例の施行は平成31年4月1日からするものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第6「第58号議案 豊能町立自転車駐車場条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第58号議案、豊能町立自転車駐車場条例改正の件について御説明を申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

本件は、町立自転車駐車場を無人化及び無料化することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の概要説明資料に沿って御説明を申し上げますので、概要説明資料をごらん願います。

今回の改正点は2点ございます。

まず第1点目は、第1条関係、自転車駐車場の無人化及び無料化でございます。

無人化により24時間入出場可能としておりますけれども、これに伴う禁止行為の追加及び内容の見直し、放置自転車等に対する処置など所要の改正、また無料化により使用料を有料から無料とし、使用料の減免や還付に係る規定について所要の改正を行うものでございます。

なお、これらに係る施行は平成31年4月1日からとするものでございます。

次に2点目は、第2条関係、新ときわ台自転車駐車場の完成に伴い改正する項目といたしまして、ときわ台第二自転車駐車場の廃止及びときわ台自転車駐車場の移転に伴う所在地の変更でございます。

なお、これらに係る施行は平成31年7月1日から予定をしているものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第7「第59号議案 豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

議案書の39、40ページをごらんください。

第59号議案、豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件について御説明を申し上げます。

本件につきましては、かねてより豊能町立野間口老人憩の家と豊能町立ふれあい文化センターの2館統合について地域の方々と協議を進めてまいりましたが、このたび豊能町立野間口老人憩の家の機能を豊能町立ふれあい文化センターに集約することにより、両施設を統合し、野間口老人憩の家を廃止することとなりましたので、条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第8「第60号議案 池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

おはようございます。

それでは、第60号議案、池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について御説明申し上げます。

議案書の41ページ、42ページをごらんください。

本件は、地方自治法第252条の14第2項の規定により、池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約を廃止するため、次の規約案をもって池田市と協議するものでございます。

提案理由といたしましては、大阪広域水道企業団と水道事業を統合することに伴い、豊能町上水道に関する事務の一部について地方自治法第252条の14第2項の規定により委託することの廃止に関し、同項に規定する協議をするため、同条第3項において準用する同法252条の2の2、第3項の規定により提案するものでございます。

規約案につきましては、池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約といたしまして、池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約は廃止するというものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成31年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第9「第61号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第61号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度豊能町一般会計補正予算（第9回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億715万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億310万6,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして繰越明許費でございます。

6ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、ふれあい文化センター改修事業から公共土木施設災害復旧事業まで、八つの事業について今年度内に事業を完了することが難しいため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして債務負担行為の補正でございます。

7ページの「第3表 債務負担行為補正」に記載のとおり、小中学校校務支援システム導入事業について、校務用コンピュータ機器の導入を追加し、増額変更するものでございます。

次に、第4条といたしまして地方債の補正でございます。

8ページ及び9ページをお開き願います。

「第4表 地方債補正」に記載のとおり、追加と変更がございます。

まず追加でございますが、公共土木施設災害復旧事業、小学校、幼稚園、認定こども園の空調機器設置事業につきまして、地方債を新たに発行するものでございます。

次に、変更につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴い補正するものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものでございます。

目9・電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますが、法改正に伴う国民年金システムの改正に係る費用でございます。

次に、項7・人権推進費、目2・ふれあい文化センター運営費の3. ふれあい文化センター管理事業でございますが、第59号議案で御説明申し上げましたとおり、老人憩いの家の機能を統合することに伴う施設整備及び空調の故障による更新に係る費用でございます。この事業は翌年度に繰り越して施行いたします。

20ページをお願いいたします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の7. 障害者自立支援事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還金でございます。

次の11. 障害児福祉事務事業でございますが、障害児通所支援等事業に係る給付費の増加に伴う費用を増額するものでございます。

次の16. 臨時福祉給付金給付事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還

金でございます。

21ページをお願いいたします。

項2・児童福祉費、目3・児童措置費の2. 児童手当支給事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還金でございます。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費の3. 農業振興事業でございますが、台風21号による被災農業者に対するパイプハウス復旧のための補助金でございます。

22ページをお願いします。

款8・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費の2. 建築物管理事業でございますが、危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用に対する補助金でございます。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の4. 就学援助事業でございますが、新入学児童生徒学用品費の前倒し支給に要する費用でございます。

次の11. 子ども・子育て支援事業でございますが、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定業務委託に係る費用を補正するものでございます。この事業は翌年度に繰り越して施行いたします。

次に、23ページの項2・小学校費、目1・学校管理費の2. 小学校管理事業でございますが、町内4小学校の空調機器設置に要する費用を補正するものでございます。この授業は翌年度に繰り越して施行いたします。

次の3. 東能勢小学校運営事業、4. 吉川小学校運営事業及び5. 光風台小学校運営事業、さらに次の項・中学校費、目1・学校管理費の3. 東能勢中学校運営事業でございますが、燃料と光熱水料費の不足を補うものでございます。

24ページをお願いいたします。

項4・幼稚園費、目1・幼稚園管理費の

2. ひかり幼稚園管理事業及び4. ふたば園管理事業でございますが、空調機器設置に係る費用を補正するものでございます。この事業も翌年度に繰り越して施行いたします。

款13・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・公共土木施設災害復旧費の2. 公共土木施設災害復旧事業でございますが、台風21号により被災した高山コミュニティセンター進入路の復旧工事に係る費用でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

13ページへお戻り願います。

款9・地方特別交付金及び款10・地方交付税の普通交付税でございますが、いずれも交付の額の確定に伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。

款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉総務費国庫負担金の3. 障害児施設措置費国庫負担金でございますが、障害児通所支援等事業の給付に係る国庫負担金でございます。

節4・児童措置費国庫負担金の1. 児童手当国庫負担金でございますが、事業の確定に伴う交付でございます。

項2・国庫補助金、目6・土木費国庫補助金、節4・都市計画費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金でございますが、既存民間ブロック塀等安全対策事業に対して交付されるものでございます。

目7・教育費国庫補助金、節2・小学校費国庫補助金及び節3・幼稚園費国庫補助金の冷房設備等対応臨時特例交付金でございますが、空調機器設置事業に対して交付されるものでございます。

次に、15ページの項3・国庫委託金、

目 2・民生費国庫委託金、節 2・国民年金事務取扱費国庫委託金でございますが、国民年金システムの改修に対して交付されるものでございます。

款 15・府支出金、項 1・府負担金、目 2・民生費府負担金、節 1・社会福祉総務費府負担金の 3. 障害児施設措置費府負担金であります。障害児通所支援等事業の給付に係る府負担金でございます。

16 ページをお願いいたします。

項 2・府補助金、目 5・農林水産業費府補助金、節 2・農業振興費府補助金の 4. 農業経営構造対策事業交付金でございますが、台風 21 号による被災農業者へのパイプハウス補助金に対して交付されるものでございます。

目 7・土木費府補助金、節 1・都市計画費府補助金の 2. 震災対策推進事業交付金でございますが、既存民間ブロック塀等安全対策事業に対して交付されるものでございます。

款 18・繰入金、項 1・基金繰入金、目 1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として減額するものでございます。

次に、17 ページの款 19・繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

款 20・諸収入、項 3・雑入、目 3・雑入の 79. 廃棄物処理に関する分担金返納でございますが、三池製錬からダイオキシン汚染物に係る運搬費相当額が施設組合に和解金として支払われたことによる分担金の返納でございます。

款 21・町債でございますが、8 ページ及び 9 ページの「第 4 表 地方債補正」のところ御説明を申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議をいた

だき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第 10 「第 62 号議案 平成 30 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第 62 号議案、平成 30 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）について、提案理由の御説明をさせていただきます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 26 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 4,604 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正は、本定例会に第 55 号議案の条例改正として提案させていただいております。大阪府国民健康保険運営方針に基づく現在の国民健康保険税から国民健康保険料への変更に伴います国保事業システムについての必要な改修に係る費用でございます。

それでは歳出より御説明をさせていただきます。

補正予算書 7 ページをお開きください。

款 1・総務費、項 1・総務管理費の 26 万円は、先ほど申し上げました国保事業システムの整備に係る費用でございます。

続きまして歳入でございます。

6 ページをお開きください。

款 3・府支出金、項 1・府補助金の 26 万円は、歳出のところで御説明をいたしましたシステム改修に係る費用全額を大阪府より繰入金として受けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定くださいますようよろしく願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第11「第63号議案 平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第63号議案、平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,987万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,847万6,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容について歳出より御説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

款5・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の7,987万4,000円は、平成29年度介護保険料余剰分を積み立てるものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

款8・繰越金の目1・繰越金、7,987万4,000円は、平成29年度決算における繰越金で、基金に積み立てる財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしく願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第12「第64号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」及

び日程第13「第65号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」及び「第66号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」以上3件については提案理由が関連するものですので一括議題にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。よって第64号議案から第66号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

それでは、第64号議案から第66号議案までについて御説明を申し上げます。

まず、第64号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

追加してお配りいたしました議案書の1ページから12ページ及び条例の概要資料をあわせてごらん願います。

本件は、人事院勧告を受けまして、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定等を行うものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、12月の期末手当支給月数を0.05月引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月とし、再任用職員については2.35月とするものでございます。

給料表では400円を基本に改定率0.2%引き上げ、行政職給料表を改定するものでございます。

また、医療職給料表につきましても行政

職給料表との均衡を基本に引き上げるもの
でございます。

次に、第2条でございますが、来年度以
降、6月期、12月期の期末勤勉手当の支
給割合が均等になるよう改定するもので
ございます。

なお、附則としまして、この条例は公布
の日から施行するものでございますが、第
1条の改正後の規定は平成30年4月1日
から適用し、第2条の規定は平成31年4
月1日から施行するものでございます。

続きまして、第65号議案、豊能町特別
職の職員の給与に関する条例改正の件と第
66号議案、豊能町議会議員の議員報酬及
び費用弁償等に関する条例改正の件でご
ざいますが、二つとも改正の内容が同じもの
でございますので、一括して御説明を申し
上げます。

追加議案書の13ページから16ページ
と条例の概要説明資料もあわせてごらん願
います。

第65号議案は、町長、副町長、教育長。
第66号議案は議会議員の期末手当の支給
月数を国の措置内容に鑑み改定するもので
ございます。

両議案とも、第1条では、今年度12月
期の期末手当を0.15月分引き上げ2.37
5月分とするもので、これにより年間の支
給月数を4.45月分とするものでございま
す。これは昨年度0.1月分の引き上げを見
送ったため、今年度分の0.05月分と合わ
せて改定するものでございます。

次に、第2条では、来年度以降の期末手
当の支給月数が均等になるよう、6月期、
12月期とも2.225月分とするものでご
ざいます。

附則としまして、この条例の施行日及び
適用日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定賜りますようよろしくお願い申し
上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第15「第67号議案 平成30年
度豊能町一般会計補正予算の件」及び日程
第16「第68号議案 平成30年度豊能
町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
の件」及び日程第17「第69号議案 平
成30年度豊能町下水道事業特別会計補正
予算の件」以上3件については提案理由が
関連するものですので一括議題にしたいと
思いますが、これに御異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。よって第67号議
案から第69号議案までを一括議題といた
します。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

それでは、第67号議案から69号議案
まで一括して御説明を申し上げます。

この3件の補正予算は、先に御説明を申
し上げました第64号議案、第65号議案、
第66号議案に伴う人件費及び4月以降の
人事異動に伴う人件費の補正でございます。

まず第67号議案、平成30年度豊能町
一般会計補正予算（第10回）でございま
すが、予算の総額に593万7,000円を
増額し、総額を76億904万3,000円
とするものでございます。

次に第68号議案、平成30年度豊能町
国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
（第3回）でございますが、予算の総額に
221万7,000円を増額し、総額を29
億4,826万3,000円とするものでござ
います。

次に、第69号議案、平成30年度豊能
町下水道事業特別会計補正予算（第1回）

でございますが、予算の総額に79万4,000円を増額し、総額を5億945万2,000円とするものでございます。

なお、それぞれの補正予算書の末尾に給与明細書をおつけしておりますので、御参照をお願い申し上げます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月4日、午前9時半より会議を開きます。

お疲れさまでした。

散会 午前10時14分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第54号議案 大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第55号議案 豊能町国民健康保険条例全部改正の件
- 第56号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正の件
- 第57号議案 豊能町立自動車駐車場条例改正の件
- 第58号議案 豊能町立自転車駐車場条例改正の件
- 第59号議案 豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件
- 第60号議案 池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 第61号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第62号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第63号議案 平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第64号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第65号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第66号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 第67号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第68号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第69号議案 平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 12番